

一般社団法人日本私立看護系大学協会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）定款第62条に基づく情報公開に関し必要な事項を定めることにより、本法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(管理)

第2条 本法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(情報公開の対象とする資料)

第3条 本法人の情報公開対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、事務局内の定められた場所に常時備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 社員総会議事録
- (5) 理事会議事録
- (6) 貸借対照表
- (7) 事業報告書

(公開方法)

第4条 本法人の公開する情報の閲覧場所は、事務局内とする。

- 2 閲覧の日は、本法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後4時までの間とする。ただし、閲覧を希望する者に対し、閲覧日時を指定することができる。
- 3 本法人の公開する情報の閲覧を希望する者から第3条に定める資料の閲覧の申請があったときは、別に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受けるものとする。
- 4 前条に規定された情報公開資料の一部を、インターネットを使用する方法で公開することができる。
- 5 閲覧者から複写の請求があった場合は、閲覧者が複写することを条件にこれを認めることとする。この場合、複写枚数に応じて所定の複写料を徴収するものとする。
- 6 閲覧者から資料の内容等に関して説明を求められた場合には、事務局長が応答し、適宜の記録簿に記載し、必要に応じて会長に報告する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会が定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月23日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

閲覧申請書

閲覧の目的

閲覧しようとする関係書類及びその部分

上記の通り閲覧を申請します。

年 月 日

申請人

印

住所

電話・Fax

E-mail

閲覧申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の提示をお願いいたします。

事務局